

実用新案の基礎的要件と 審査の運用

平成29年度



まえがき

実用新案制度は審査官による実体審査を経ずに設定登録を行うものであり、早期に権利化が図れるという意味で出願人にとって利用しやすい制度です。

しかし、実用新案権が設定登録されると、権利者は出願から10年間その考案の実施を日本国内において独占できるため、権利の内容が不適當、不明瞭であっては、社会に混乱を招くことになりま

す。このため、実用新案登録出願が満たすべき要件として、方式要件に加えて、基礎的要件が規定されています。

実用新案権は審査官による実体審査を経ずに設定登録されるため、登録された権利が実体的要件を満たしているか否かは、原則として当事者の判断に委ねられます。

しかし、実体的要件の有無に関する判断には専門的な知識が要求されるため、当事者による判断が困難となり、不測の混乱を招くケースが想定されます。

そこで、請求に応じて、出願された考案について、先行技術文献に基づいた新規性、進歩性などに関する評価を記載した実用新案技術評価書を審査官が作成します。設定登録された実用新案権を行使するには、実用新案技術評価書を提示しなければなりません。

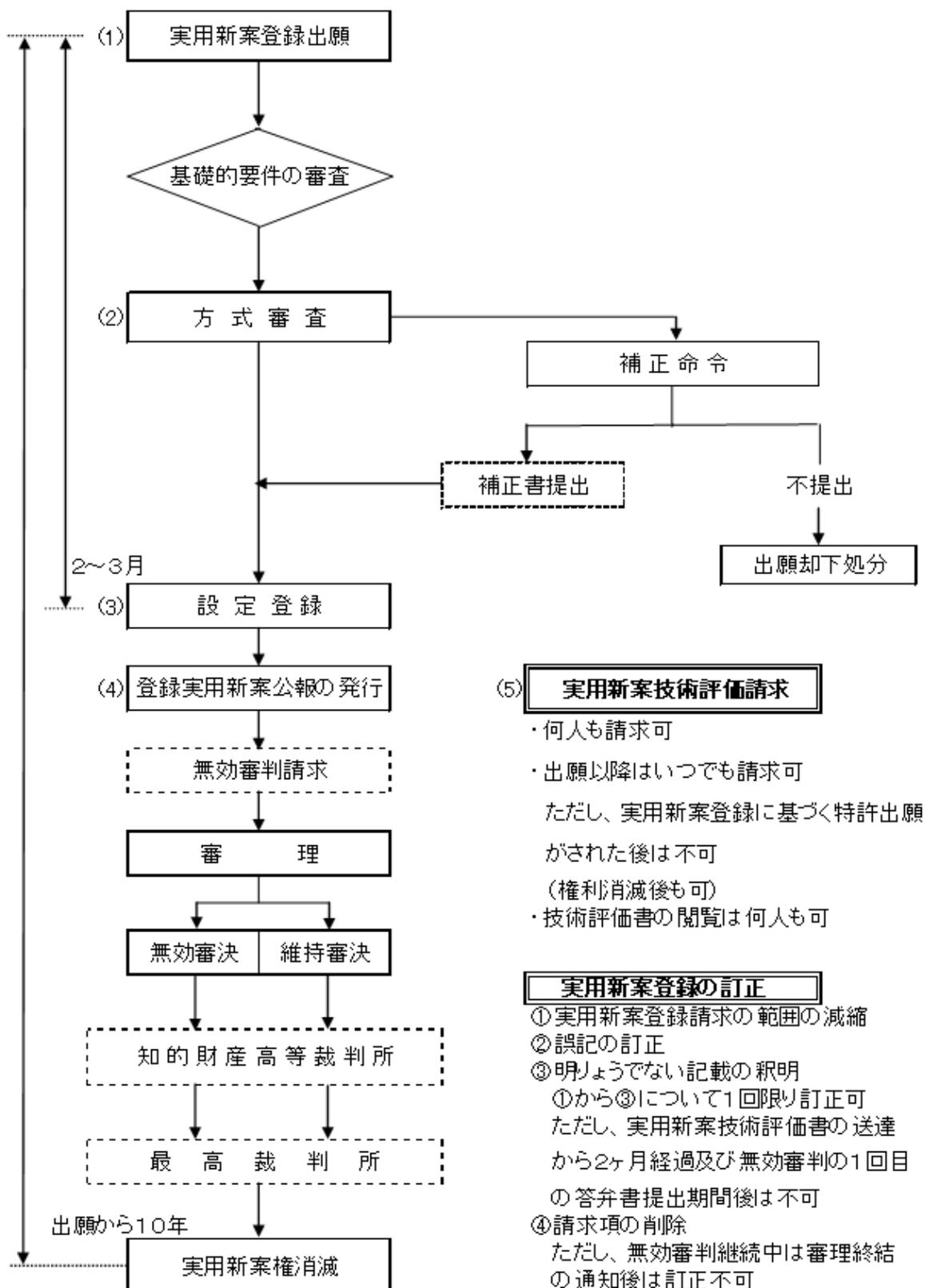
特許庁では、これまでも、各種の説明会を開催してきました。その中で本書は、説明会用のテキストとして、実務に添う形で実用新案制度の概要、出願手続等をまとめたものです。出願の手引書として、ぜひご活用ください。

平成29年7月
調整課審査推進室

目 次

実用新案権を取るための手続	-----	1
第1章 実用新案制度の概要		
1. 実用新案制度とは	-----	2
2. 実用新案と特許との違い	-----	2
3. 出願から権利消滅までの流れ	-----	2
第2章 出願の手続		
1. 実用新案登録請求の範囲、明細書、図面及び要約書を 記載する際の留意点	-----	5
第3章 実用新案法における基礎的要件		
1. 基礎的要件とは	-----	8
2. 基礎的要件違反の種類と関連条文	-----	8
3. 基礎的要件の具体的内容	-----	9
3-1. 保護対象違反	-----	9
3-2. 公序良俗違反	-----	14
3-3. 請求項の記載様式違反	-----	14
3-4. 単一性違反	-----	16
3-5. 著しい記載不備	-----	19
3-6. その他の不備	-----	24
第4章 補正等の手続		
1. 補正の手続	-----	29
2. 手続補正書の作成要領	-----	31
3. 分割出願	-----	38
4. 特許出願への変更	-----	39
第5章 設定登録後の手続		
1. 実用新案技術評価	-----	40
2. 実用新案登録後の訂正	-----	45
3. 実用新案登録に基づく特許出願	-----	46
補足資料		
1. Q&A	-----	51
2. 基礎的要件簡易チェックリスト	-----	56

実用新案権を取るための手続



第 1 章 実用新案制度の概要

1. 実用新案制度とは

実用新案制度は、考案者の研究成果を保護し、優れた技術知識を世の中に公開して、技術の進歩及び産業の発達に寄与することを目的としています。

実用新案制度を利用することで、出願人(実用新案権者)は、産業上利用することのできる物品の形状、構造又は組合せに係る考案を一定期間独占して実施することができるメリットがあります。一方、第三者は、考案の内容を知ることができるため、重複する研究開発の回避、公開された考案を基にした新たな研究開発が可能となります。さらに、権利期間の満了後は自由にこれを利用することができます。

2. 実用新案と特許との違い

特許制度は比較的高度な発明を対象としています。実用新案制度はちょっとした工夫が産業上役立つことも多く、また、日常生活の便宜を増大することから、いわゆる小発明といわれる考案を保護するために設けられました。

実用新案法では、保護の対象が「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限定されているため、これに該当しないもの、例えば「方法」や「製造方法」のようなものは、実用新案法の保護対象とはなりません(特許法における保護の対象にはなりません)。

さらに、出願について権利を付与するか否かを定める方法が異なります。特許制度は権利の安定性重視の観点から審査主義(出願が新規性・進歩性を有するかについての審査を始め、その出願が権利を受けるのに必要な要件の全てを備えているかを審査する)を採用しているのに対して、実用新案制度では、早期登録の観点から無審査主義(その出願が権利を受けるのに必要な要件のうち、方式要件、基礎的要件のみを審査し、新規性や進歩性等の実体審査はしない)を採用しています。

その他、権利の存続期間、手数料・登録料などの料金においても両者は異なっています。

3. 出願から権利消滅までの流れ

(1) 出願

出願時には、出願書類(願書、実用新案登録請求の範囲、明細書、図面、要約書)を出願手数料及び第1年分から第3年分の登録料とともに特許庁に提出しなければなりません。

出願手続を書面で行う場合には、(財)工業所有権電子情報化センターに対して、電子化に要する手数料(出願1件につき基本料金1,200円に書面1枚につき700円を加えた額)を別途納付しなければなりません。

(2) 審査(基礎的要件審査、方式審査)

実用新案制度では、提出された書類が法に定められた様式に従って作成されているか否かの方式要件、及び登録するために必要な基礎的要件を満たしているか否かの審査を行います。新規性・進歩性などの実体審査は行いません。

(3) 手続補正指令

審査の段階で、方式要件や基礎的要件に不備を発見した場合、一通の手続補正指令書で手続補正指令が通知されます。

この手続補正指令に対して指定された期間内に応答がない場合には、その出願は却下となりますので、注意が必要です。なお、このような出願の却下処分に不服がある場合には、特許庁長官に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。

(4) 手続補正

方式要件に関する補正は、その出願手続が却下とならない限り設定の登録がなされるまで行うことができますが、実用新案登録請求の範囲、明細書、要約書又は図面に関する補正は、自発的な補正の場合には出願の日から1か月間、手続補正指令に対する応答による補正の場合には手続補正指令の発送の日から指定された期間（60日）内で行うことができます。

ただし、出願時の実用新案登録請求の範囲、明細書又は図面に記載された事項の範囲内において補正をしなければなりません（実用新案法第2条の2第2項（以下このテキストにおいて、条項の前の法令名を省略している場合は、実用新案法の条項を示すこととします。）。詳しくは、本テキストの第4章1. 及び2. を参考にしてください。

(5) 実用新案権の設定登録

方式要件及び基礎的要件を満たしている実用新案登録出願は、早い場合は出願から約2か月で実用新案権の設定の登録がなされます。実用新案権の存続期間は出願の日から10年となります。

また、実用新案登録証は、設定登録の日から約2週間後に郵送されます。

(6) 登録実用新案公報の発行

設定登録後3～4週間で登録実用新案公報が発行され、その登録実用新案の考案の内容が初めて公開されます。

(7) 実用新案技術評価の請求

実用新案技術評価書は、実用新案権の有効性を判断する材料として、審査官が、出願さ

れた考案の新規性、進歩性などに関する評価を行い、これを（評価書）請求人に通知するものです。請求はだれでもすることができ、対象となっている実用新案権が消滅した後であっても、その実用新案登録が無効となっていない限り、いつでも行うことができます。詳しくは、本テキストの第5章1. を参考にしてください。

(8) 実用新案権の行使

実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければ、実用新案権を行使することはできません（第29条の2）。この提示やその他相当の注意（必要と認められる範囲の調査及び弁理士等の専門家による鑑定）をしないで警告や権利行使を行い、その後、実用新案登録が無効となった場合には、警告や権利行使をしたことにより相手方に与えた損害を賠償する責任を負うこととなります（第29条の3）。

(9) 実用新案権の訂正

実用新案登録請求の範囲の減縮、誤記の訂正及び明瞭でない記載の釈明を目的に、設定登録後、最初の技術評価書の送達の日から2か月、又は無効審判における最初の答弁書提出可能期間のうちいずれか早い方を経過するまで、1回のみ訂正可能です（第14条の2第1項）。なお、請求項の削除を目的とする訂正は、原則として時期を問わず何回でも可能です（第14条の2第7項）。詳しくは、本テキストの第5章2. を参考にしてください。

(10) 実用新案登録に基づく特許出願

実用新案権の設定登録後、実用新案登録出願の日から3年以内に限り、その実用新案登録に基づく特許出願ができます。この場合、実用新案権の放棄による登録の抹消を申請しなければなりません。

ただし、出願人又は権利者による技術評価請求後、あるいは他人による技術評価請求があった旨の最初の通知を受け取った日から30日を経過した後は、実用新案登録に基づく特許出願はできません。同様に、無効審判請求後、最初の答弁書提出期間の経過後も、実用新案登録に基づく特許出願はできません。詳しくは、本テキストの第5章3. を参考にしてください。

(11) 実用新案登録の無効審判請求

新規事項を追加する補正を行ったもの、新規性がないもの、進歩性がないもの等については、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができます。この場合、二つ以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができます。また、実用新案権の消滅後においても、請求することができます。

第2章 出願の手続

1. 実用新案登録請求の範囲、明細書、図面及び要約書を記載する際の留意点

考案をしたというだけでは、実用新案登録を受けることはできません。いかに優れた考案であっても、実用新案登録出願をしなければ実用新案権を取得することはできません。

出願をするには、実用新案登録を受けようとする旨の意思表示に当たる「願書」及び実用新案登録を受けたいと思う技術内容を詳しく記載した「実用新案登録請求の範囲」、「明細書」、「図面」並びに考案の概要を平易な文章で簡潔に記載した「要約書」を特許庁に提出する必要があります。

(1) 実用新案登録請求の範囲

実用新案登録請求の範囲には、請求項に区分して、請求項ごとに出願人が実用新案登録を受けようとする考案を特定するために必要と認める事項のすべてを記載します。

さらに、実用新案登録請求の範囲の記載は、以下に示すイ～ニの要件を満たす必要があります。

- イ. 実用新案登録を受けようとする考案が考案の詳細な説明に記載したものであること。
- ロ. 実用新案登録を受けようとする考案が明確であること。
- ハ. 請求項ごとの記載が簡潔であること。
- ニ. その他経済産業省令に従って記載されていること（以下のa～d）。
 - a. 請求項ごとに行を改め、一の番号を付して記載すること。
 - b. 請求項に付す番号は、記載する順序により連続番号とすること。
 - c. 請求項の記載における他の請求項の引用は、その請求項に付した番号によりすること。
 - d. 他の請求項を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、引用する請求項より前に記載しないこと。

<例>

【書類名】実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 ←

ハンガー本体に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・を有することを特徴とする貴重品収納室付ハンガー。

【請求項2】

前記ハンガー本体に、更に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・を有することを特徴とする請求項1記載の貴重品収納室付ハンガー。

複数の請求項を記載する場合は、連続した番号とします。一つでも【請求項1】とします。

(2) 明細書

明細書には、考案の名称、図面の簡単な説明及び考案の詳細な説明を記載します。

イ. 【考案の名称】は、考案の内容を簡明に表示するものにしてください。

考案の名称は考案の標題であって、考案の分類、整理、先行技術調査等を容易にするために記載するものです。

ロ. 「考案の詳細な説明」は、【技術分野】、【考案の概要】、【考案が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】、【図面の簡単な説明】といった項目見出しを付して記載します。

そして、その考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が、その実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載してください。具体的には、考案が解決しようとする課題及びそれをどのように解決したかを記載してください。

なお、実用新案登録請求の範囲と明細書の記載とは矛盾してはならず、用語は統一して使用しなければなりません。

<例>

【書類名】明細書

【考案の名称】貴重品収納室付ハンガー

【技術分野】

【0001】 ←

.....
.....

【考案が解決しようとする課題】

【0002】

.....
.....。

略

【図面の簡単な説明】 ←

【0010】

【図1】。

考案の内容を簡潔に表現します。考案の内容と直接関係のない「田中式」や「最新式」といった語句を記載しないでください。

段落ごとに段落番号を付けます。

すべての添付図面について説明を記載します。

(3) 図面

イ. 描き方は、原則として製図法に従って記載し、二つ以上の図があるときは、考案の特徴を最もよく表す図を【図1】とし、以下【図2】【図3】のように連続した番号を付してください。

ロ. 図面に関する説明は、明細書の【図面の簡単な説明】に記載してください。

(4) 要約書

【要約】の欄には、実用新案登録請求の範囲、明細書又は図面に記載した考案の概要などを次の要領で記載してください。

- イ. 考案が解決しようとする課題、その解決手段等を平易かつ明瞭に記載します。この場合において【課題】、【解決手段】等の項分け見出しを付してください。
- ロ. 【課題】には、本願考案により解決できた事項を記載してください。
- ハ. 【解決手段】には、【課題】の欄に記載した事項を実現するための本願考案に欠くことができない構成を記載してください。
- ニ. 文字数は【課題】、【解決手段】等の項分け見出しを含めて400文字以内となるようにしてください。
- ホ. 【解決手段】に記載された構成で選択図に参照符号が記載されているものについては、その参照符号を付記してください。
- ヘ. 【選択図】の見出しを設け、考案の内容を最も適切に示している図面を、前記(3)で記載した図面に付した番号により<例>のように記載します(【選択図】として図面そのものを直接記載しないでください)。

<例>

【書類名】 要約書

【要約】

【課題】 ミシンの回転体のブレーキとして、耐熱性が大きく均一に磨耗するブレーキシュー構造を提供する。

【解決手段】 ブレーキレバー5に固着したブレーキシュー4を多層構造とする。ブレーキホイールに接触する側は・・・(中略)・・・このとき、弾性力のあるブロック部12が変形し、ライニング部11がブレーキホイールの前面に強く押し当てられて制動がかかり、大きなブレーキ力が得られる。

【選択図】 図1

選択図に記載のない構成については参照符号を付記しないでください。

(5) 不備のない記載の必要性

実用新案登録請求の範囲、明細書又は図面の補正をすることができるのは、出願した際の実用新案登録請求の範囲、明細書又は図面に記載した事項の範囲内のみです。

このため、出願時に記載もれがあった場合には、適法な補正をすることができなくなりますので注意が必要です。

第3章 実用新案法における基礎的要件

1. 基礎的要件とは

実用新案法は、考案の早期権利化を図り保護するため、考案の内容については審査をせずに、実用新案権の設定の登録をすることとしています。ある一定の要件を満たす必要があります。

そのため、実用新案法第2条の2第4項各号に規定する方式要件に加え、実用新案法第6条の2各号において、実用新案権の設定登録を受けるために実用新案登録出願が満たすべき要件を規定しています。この要件が「基礎的要件」といわれるものです。

これらの要件を満たしていない出願について、特許庁長官は、補正を命ずることができる。とし、この手続補正指令において指定した期間（60日）内に補正がなされない場合には、特許庁長官はその出願を却下することができることとなっています（第2条の3）。

このように基礎的要件や方式要件が課されていることにより、実用新案法の保護対象でない考案について実用新案権が設定されたり、実質的に出願書類の体をなしていない出願がそのまま登録されたりすること等を防止することができます。

実用新案法第14条の3に規定する設定登録後の訂正書の基礎的要件についても同様です。

2. 基礎的要件違反の種類と関連条文

(1) 保護対象違反

実用新案法第6条の2第1号、第14条の3第1号、第1条

(2) 公序良俗違反

実用新案法第6条の2第2号、第14条の3第2号、第4条

(3) 請求項の記載様式違反

実用新案法第6条の2第3号、第14条の3第3号、第5条第6項第4号（実用新案法施行規則第4条（以下このテキストにおいて、実用新案法施行規則を施行規則と省略している場合があります。））

(4) 単一性違反

実用新案法第6条の2第3号、第14条の3第3号、第6条

(5) 実用新案登録請求の範囲、明細書又は図面の著しい記載不備

実用新案法第6条の2第4号、第14条の3第4号

3. 基礎的要件の具体的内容

3-1. 保護対象違反

実用新案法では、この法律で保護する対象を「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」と規定しており、これ以外のものを対象として出願した場合には違反となります。

(1) 「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に該当するもの

「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいいます（第2条第1項）。

「物品」とは、空間的に一定の形を保有したもので、一般に商取引の対象となる自由に運搬可能な商品で使用目的がはっきりしたものと解釈されています。

イ. 物品の形状に係る考案

「形状」とは、線や面などで表現された外形的な形のことをいいます。例えば、カムの形、歯車の歯形、工具の刃型がこれに当たります。

<事例1-1>

【考案の名称】 レンガ調タイル

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 四角形タイルの表面側周辺の4辺の角部が、不均一に削り落とされた丸み形状となっているレンガ調タイル。

ロ. 物品の構造に係る考案

「構造」とは、空間的、立体的に組み立てられた構成で、物品の外観だけでなく、平面図と立面図とを用いて、場合によっては更に側面図や断面図を用いて表現されるような構成のことをいいます。

<事例1-2>

【考案の名称】 たばこの灰皿

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 灰皿本体において、吸殻投入凹部及び火消し水溜め部を設けたたばこの灰皿。

ハ. 物品の組合せに係る考案

物品の「組合せ」とは、物品の使用時又は不使用時においてその物品の2個又はそれ以上のものが空間的に分離した形態にあり、また、それらのものが独立して一定の構造

又は形状を有し、使用によりそれらのものが機能的に互いに関連して使用価値を生むもののことをいいます。

<事例1-3>

【考案の名称】 三角定規セット

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 頂角 90° の二等辺三角形の定規と、頂角 90° 他の角が 60° 及び 30° である三角定規を組合せた、三角定規セット。

(2)「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に該当しないもの

イ.『考案』に該当しないもの

- a. 自然法則自体
 - ・エネルギー保存の法則、万有引力の法則 など
- b. 単なる発見であって創作でないもの
 - ・天然の鉱物 など
- c. 自然法則に反するもの
 - ・永久機関 など
- d. 自然法則を利用していないもの
 - ・コンピュータプログラム言語、数学上の公式 など
- e. 情報の単なる提示（提示される情報の内容にのみ特徴を有するもの）
 - ・機械の操作方法についてのマニュアル
 - ・音楽や画像を記録した記録媒体（CD・DVD）であって、記録される音楽や画像にのみ特徴がある場合 など

<事例1-4>

×『違反となる例』

【考案の名称】 ベーシックの簡易マニュアル書

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 プログラミング言語ベーシックの予約語を使用例とともにABC順に並べたマニュアル書。

【課題を解決するための手段】

……使用例が付いているので、実際の利用形態が分かりやすく、ABC順なのでエラー時の検索が容易である。

(解説) 情報の単なる提示に該当し、適法な実用新案登録出願ではありません。

- f. 単なる美的創造物
 - ・絵画、彫刻 など

g. 考案の課題を解決するための手段は示されているものの、その手段によっては、課題を解決することが明らかに不可能なもの

ロ. 形式的にみて「物品」でないもの

a. 方法、製造方法

<事例1-5>

×『違反となる例』

【考案の名称】 新しい取水の方法

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 川の水を採取する方法において、川の中に設けた取水パイプを利用して行う方法。

(解説)「方法」や「製造方法」は、形式的に見て物品と解釈することはできませんので、実用新案登録を受けることはできません。ですから、「方法」に係る考案については、以下のような手続補正指令が発せられます。

『請求項1に記載されているのは「取水の方法」であり、請求項に記載の事項が物品の形状、構造又は組合せに係る考案とは認められません。請求項の末尾を特定の物品の名称とした上で、この考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものであることを明確にするか、保護対象を「取水の方法」とされたいのであれば特許出願に変更してください。』

このような手続補正指令に対しては、一例として以下のような補正が考えられます。

○『適切な例(補正例)』

【考案の名称】 取水装置

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 川の水を採取する装置において、川の水面下に設けた上流側に開口を有する取水パイプと、取水パイプに連結されて川岸まで導水する導水パイプと、からなることを特徴とする取水装置。

(解説) この補正例の場合には、実用新案の保護対象である物品の形状、構造又は組合せに該当するものであることを明確にするために、「取水装置」に係る考案であることを明確にし、併せて考案の名称も補正しています。この補正例のように、実用新案登録請求の範囲の記載を、その方法を組み込んだ「装置」などの物品とした上で、請求項にはその装置の構造上の特徴を明確に記載することで不備を解消することができます。

ところで、このような補正の際には、願書に最初に添付した実用新案登録請求の範囲、明細書又は図面に記載した事項の範囲内において補正しなければならないことに注意してください(第2条の2第2項)。この例の場合で言いますと、取水パイプや導水パイプからなる構成であることが、願書に最初に添付した明細書に記載されていなければならない

いということです。出願当初の明細書に記載されていない事項を補正により追加したと判断される場合には、一旦は登録されたとしても、無効理由を包含していることとなります（第37条第1項第1号）。

なお、製造方法などのように、その方法自体に独創性があるものについては、「考案」としてではなく、「方法の発明」として特許出願をすることができます。ですから、この例の場合には、「装置」として実用新案権を得るのではなく、「取水方法」として特許権を取得するために、特許出願に変更することもできます。特許出願への変更等の手続については、本テキストの第4章4. を参考にしてください。

- b. コンピュータプログラム自体
- c. 動物品種、植物品種
- d. その他

「機能」、「ゲーム」等は、そのままでは実用新案法の保護対象とはなりません。そのような場合には、例えば「・・・を有する装置」、「ゲーム機」とした上で考案の対象が物品の形状、構造又は組合せであることを明確にする必要があります。ただし、機能的表現のみであり、形式的に物品とされているにすぎない場合（例：入出力データや処理手順で特定されたコンピュータ）は、次頁のハ. d. に該当し、保護対象にはなりません。

ハ. 形状、構造を有しないもの

- a. 三次元構造でないもの
 - ・模様、マーク、線、記号 など

<事例1-6>

×『違反となる例』

【考案の名称】 赤い花柄模様

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 赤いバラの花をモチーフにした花柄模様。

- b. 組成物、合金、化合物等、物質に関するもの
- c. 一般に、一定形状を有しないと認められるもの
 - ・土壌、粘土、砂、樹脂、液体（水、牛乳等）、粉体 など

<事例1-7>

×『違反となる例』

【考案の名称】 果汁ソース

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 果物の果汁、食酢、油及びバターを原料として片栗粉でとろみを付けたことを特徴とする果汁ソース。

(解説) この例の場合には、請求項1として果汁ソースが記載されているわけですが、「ソース」は一定の形状を有するものとは認められません。ですから、このような場合には、『実用新案として登録することができるのは、「物品の形状、構造又は組合せ」に係る考案のみですので、ソースのように特定の形状を有しない液体自体は実用新案登録することができません。』というような手続補正指令が発せられます。

このような場合、果汁ソースとして実用新案登録を受けることはできませんので、例えば、発明の名称を「果汁ソース」や「果汁ソースの製造方法」として、特許出願に変更することなどを考えた方が良いでしょう。

- d. 機能的表現のみで形状・構造が特定できないもの
 - ・「燃費を大幅に改善することができる自動車。」 など
- e. 請求項の末尾が物品の名称でないもの

<事例1-8>

×『違反となる例』

【考案の名称】 洗濯機

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 洗濯槽の内壁に山形縦棧を設ける。

(解説) 末尾が「・・・を設ける。」である場合、行為の特定で記載が終了しているために保護対象が物品かどうか(保護対象物品が何か)特定できない場合があります。

考案の名称からすると洗濯機の考案と考えられますが、考案の技術的範囲は実用新案登録請求の範囲の記載に基づいて定められるわけですから、実用新案登録請求の範囲の記載のみから判断した場合、考案の対象となっているものが何であるのか明らかではありません。そのため、このような出願については、以下のような手続補正指令が発せられます。

『請求項の末尾が「設ける。」となっており、この出願の考案が物品の形状、構造又はその組合せに係るものであるか否かが不明確です。請求項1の末尾を特定の物品の名称、例えば「洗濯機」などにして、この出願の考案が物品の形状、構造又はその組合せに係るものであることを明確にしてください。』

このような場合、実用新案登録請求の範囲に記載された考案がどのような物品に係るものであるかが不明確になっているだけですから、請求項の末尾を物品の名称(望ましくは「考案の名称」として、考案の対象たる物品を請求項に明確に記載すれば不備は解消されることとなります。請求項1を例えば以下のように補正すれば良いわけです。

○『適切な例(補正例)』

【考案の名称】 洗濯機

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 洗濯槽の内壁に山形縦棧を設けたことを特徴とする洗濯機。

(3) 手続補正の際の留意点

保護対象違反であるとして補正を命じる旨の手続補正指令が通知された場合には、出願した対象が実用新案としての保護対象となるように請求項を補正するか、特許出願に出願変更するなどの対応が考えられます。

3-2. 公序良俗違反

実用新案登録請求の範囲に、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するものであることが明らかな事項が記載されている場合は、手続補正指令が通知されます。

なお、明細書又は図面に公序良俗を明らかに害する記載がある場合は、補正指令は行われず、出願人への連絡後、当該事項に対して職権訂正が行われます。また、図面に対して職権訂正を行ったことにより、全ての図面が削除される場合、図面を補充すべき旨の補正指令が行われます。

3-3. 請求項の記載様式違反

請求項の記載の方法は、実用新案法施行規則第4条において定められていますので、これに従って記載する必要があります。

- (1) 実用新案登録請求の範囲は、請求項ごとに行を改めて一の番号を付して記載しなければなりません（施行規則第4条第1号）。

<事例 3-1 >

× 『違反となる例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項ア】 ……………。 【請求項イ】 ……………。

【請求項ウ】 ……………。

(解説) ア、イ、ウは番号ではありません。また、改行もされていません。

○ 『適切な例（補正例）』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 ……………。

【請求項2】 ……………。

【請求項3】 ……………。

- (2) 各請求項には、その記載する順序により連続番号を付さなければなりません（施行規則第4条第2号）。

【請求項1】、【請求項2】のようにアラビア数字を用いて記載してください。

<事例3-2>

×『違反となる例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 ……………。

【請求項3】 ……………。

【請求項2】 ……………。

(解説) 請求項2が請求項3よりも後に記載されています。

○『適切な例（補正例）』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 ……………。

【請求項2】 ……………。

【請求項3】 ……………。

- (3) 請求項の記載における他の請求項の引用は、その請求項に付した番号によりしなければなりません（施行規則第4条第3号）。

例えば、「請求項1記載の〇〇〇において、・・・とした〇〇〇。」又は「・・・を特徴とする請求項1記載の〇〇〇。」のように記載します。

(注) 請求項は、その記載形式によって、独立形式請求項と引用形式請求項に大別されます。独立形式請求項とは、他の請求項を引用しないで記載した請求項のことであり、引用形式請求項とは、他の請求項を引用して記載した請求項のことです。

<事例3-3>

×『違反となる例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 ……を有する硬貨収納具。

【請求項2】 上記のものにおいて、さらに…を有する硬貨収納具。

○『適切な例（補正例）』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 ……を有する硬貨収納具。

【請求項2】 ……をさらに有することを特徴とする請求項1記載の硬貨収納具。

- (4) 他の請求項を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、引用する他の請求項より前に記載してはなりません（施行規則第4条第4号）。

引用請求項は、原則として引用する請求項に続けて記載します。

<事例3-4>

×『違反となる例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 ……をさらに有する請求項2記載の硬貨収納具。

【請求項2】 ……を有する硬貨収納具。

(解説) 請求項1が後の請求項である請求項2を引用しています。

○『適切な例（補正例）』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 ……を有する硬貨収納具。

【請求項2】 ……をさらに有する請求項1記載の硬貨収納具。

3-4. 単一性違反

実用新案登録請求の範囲に二以上の請求項を記載する場合には、実用新案登録請求の範囲に記載された全ての考案が考案の単一性の要件を満たす一群の考案に該当していなければなりません（考案の単一性）。

つまり、実用新案登録請求の範囲に二以上の請求項を記載する場合には、二以上の請求項に係る考案は、同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していなければなりません。

なお、特別な技術的特徴とは、考案の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいい、明細書等の記載内容と出願時の技術常識に基づいて認定されます。

実用新案登録出願の基礎的要件審査では、実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づいて、請求項に係る考案の特別な技術的特徴を認定します。

考案の単一性の要件を満たさない請求項を含む出願は、基礎的要件に違反するものとなります。

(1) 同一の特別な技術的特徴を有する場合

二以上の考案が、同一の特別な技術的特徴を有している場合は、考案の単一性の要件を満たします。

<事例4-1>

○『同一の特別な技術的特徴を有する例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項 1】 Xなる構造のコネクタ。

【請求項 2】 Xなる構造のコネクタを有するカートリッジ式回路基板。

(解説) 請求項 1 に係る考案と請求項 2 に係る考案は、「Xなる構造」という同一の特別な技術的特徴を有していると認められます。

<事例 4-2>

×『違反となる例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項 1】 Xなる構成の風速測定装置。

【請求項 2】 Yなる構成の合板製造装置。

(解説) 請求項 1 では「Xなる構成」が特別な技術的特徴と考えられる一方、請求項 2 では「Yなる構成」が特別な技術的特徴と考えられるため、請求項 1 に係る考案と請求項 2 に係る考案は、同一の特別な技術的特徴を有しているとは認められません。

この例の場合には、各請求項に記載された考案は、同一の又は対応する特別な技術的特徴を有しているとは認められませんので、単一性違反を理由として、以下のような手続補正指令が発せられます。

『請求項 1 記載の「風速測定装置」と請求項 2 記載の「合板製造装置」とは、同一の又は対応する特別な技術的特徴を有しているとは認められません。したがって、これらの考案を一つの出願にまとめることは、考案の単一性を欠くため許されません。風速測定装置及び合板製造装置の各々について実用新案権を取得する意思であれば、出願の分割などを検討してください。』

この例の場合、それぞれの考案について権利化するためには、この出願を分割して、出願 A (本件出願) と出願 B (新たな出願) の二つの出願とするほかはないでしょう。

出願 A……手続補正指令の応答期間 (60 日) 内に本件出願に対して、手続の補正をし、請求項 2 を削除します。

○『適切な例 (補正例)』

【考案の名称】 風速測定装置

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項 1】 Xなる構成の風速測定装置。

(解説) この例は出願 A の一部を残して、残りの部分を他の出願に分割する例です。

出願 A に残す部分に合わせて明細書の考案の名称を補正するとともに、実用新案登録請求の範囲を補正し、請求項 1 だけ残しています。なお、請求項の数を減らす補正になりますので、実用新案登録請求の範囲の全文を補正します (本テキストの第 4 章 2. (3) を参考にしてください)。

出願B……出願Aを原出願として、新たな実用新案登録出願（出願B）をします。

○『分割出願の例』

【考案の名称】 合板製造装置

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 Yなる構成の合板製造装置。

(解説) 原出願の請求項2を取り出して、新たな出願Bとするとともに、併せて考案の名称を「合板製造装置」としています。

(2) 単一性違反のうち、同一の又は対応する特別な技術的特徴が不明確な場合

単一性違反の例の中には、同一の又は対応する特別な技術的特徴を有するにもかかわらず、その点（関係）を明確にしていなかったために、単一性の要件を満たしているものか否かが不明となる場合があります。次の例を参考にしてください。

<事例4-3>

×『違反となる例』

【考案の名称】 石けん

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 中央部に穴を設け、花の香りを付けたことを特徴とする石けん。

【請求項2】 持ちやすくするために、取っ手を設けた石けん。

(解説) 請求項1、請求項2はいずれも石けんに関する考案ではありますが、技術的特徴が異なるため、それぞれ別々の考案と考えられます。

そのため、このような例の場合には、『請求項1に係る考案と、請求項2に係る考案とは、同一の又は対応する特別な技術的特徴を有しているとは認められません。請求項2に係る考案が、請求項1に係る考案を技術的に限定、具体化したものであるならば、各請求項に係る考案相互の関係を明確にするために、請求項1を引用して「……設けたことを特徴とする請求項1記載の石けん。」のように記載してください。また、互いに別々の考案であるならば、出願の分割をするなどの対応を検討してください。』という旨の手続補正指令が発せられます。

上記のような手続補正指令に対しては、<事例4-2>のように出願の分割によって対応することもできますが、手続補正指令で指摘しているように、請求項1を引用して請求項2を記載し、請求項1に係る考案と、請求項2に係る考案とが、同一の特別な技術的特徴を有することを明確にすることによって対応することもできます。

○『適切な例（補正例）』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

- 【請求項 1】 中央部に穴を設け、花の香りを付けたことを特徴とする石けん。
【請求項 2】 持ちやすくするための取っ手を設けたことを特徴とする請求項 1 記載の石けん。

(3) 対応する特別な技術的特徴を有する場合

二以上の考案間で、先行技術との対比において考案が有する技術上の意義が共通若しくは密接に関連している場合又は特別な技術的特徴が相補的に関連している場合は、それぞれの考案が対応する特別な技術的特徴を有しているといえますので、考案の単一性の要件を満たします。

< 事例 4-4 >

○『対応する特別な技術的特徴を有する例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項 1】 …なる構造のねじ山を有するボルト。

【請求項 2】 …なる構造のねじ溝を有するナット。

(解説) 請求項 1 に記載のボルトと請求項 2 に記載のナットは一般的に組み合わせて用いられるもので、対応する特別な技術的特徴を有していると認められます。

(4) 手続補正をする際の留意点

考案の単一性の要件に違反しているために補正を命じる旨の手続補正指令が通知された場合には、該当する請求項相互の関連性が不明なことが多いので、請求項相互の関連を明確にするか、出願の分割の手続をして考案の単一性を満足するようにしてください。出願の分割等の手続については、本テキストの第 4 章 3. を参考にしてください。

3-5. 著しい記載不備

実用新案登録請求の範囲、明細書若しくは図面に必要な事項が記載されていない場合、又はその記載が著しく不明確である場合には、基礎的要件に違反します。

(1) 実用新案登録請求の範囲に必要な事項が記載されていない場合

実用新案登録請求の範囲（請求項）には、出願人が実用新案登録を受けようとする考案を特定するために必要と認める技術的事項のすべてを記載します。

必要な事項が請求項に記載されていない例としては以下のものが挙げられます。

イ. 請求項に、販売地域、販売先などの技術的事項でない事項のみが記載されている場合。

ロ. 請求項に考案の目的、作用（機能）又は効果のみが記載されている場合。

<事例5-1>

×『違反となる例』

【考案の名称】 金メッキを施したボルト

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 錆びないボルト。

【課題を解決するための手段】

……ボルトの表面に金メッキを施したので錆びることがない。

(解説) 請求項には考案の目的、作用（機能）又は効果のみが記載されており、構造が記載されていません。そのため、その考案の技術的特徴が請求項の記載からは不明確であり、以下のような手続補正指令が発せられます。

『請求項1には、この考案を特定するために必要な事項が実質的に記載されておらず、請求項の記載から、この考案の構造等を特定することができません。』

このような手続補正指令に対しては以下のような補正をすれば良いでしょう。

○『適切な例（補正例）』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 表面に金メッキを施したことを特徴とするボルト。

(2) 請求項の記載が著しく不明確な場合

イ. 一つの請求項に二つ以上の考案が記載されているときは不明確な場合に該当します。

<事例5-2>

×『違反となる例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 ケースより引き出し及び引き抜き可能とするために□□を設け、かつ、CD本体及び歌詞カードを格納するための装着部を有したトレイ。

トレイを収納するための△△を備えたCDケース。

(解説) この事例の請求項1の記載では、請求項1に「トレイ」に関する考案と、「CDケース」に関する考案とが記載されていますので著しく不明確な場合に該当します。このように、一つの請求項において、句点（「。」）で区切られる複数の文章によって考案の構成等が記載されている場合には、請求項の記載が不明確となるために以下のような手続補正指令が発せられ

ます。

『請求項1には複数の文章があり、各々の文章から把握することのできる複数の考案が記載されているのか、全体から把握することのできる一つの考案が記載されているのが不明確です。一つの考案であれば、考案の構成要素の相互関係を明確にし、一文で記載するか、構成を箇条書きにし、最後に「以上の構成からなる〇〇〇〇。」のように記載してください。また、単一性の要件を満たす複数の考案が記載されているのであれば、考案ごとに請求項を分けて記載してください。』

○『適切な例（補正例）』：考案が一つの場合

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 ケースより引き出し及び引き抜き可能とするために□□を設け、かつ、CD本体及び歌詞カードを格納するための装着部を有したトレイと、前記トレイを収納するための△△とを備えたCDケース。

○『適切な例（補正例）』：考案が複数の場合

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 ケースより引き出し及び引き抜き可能とするために□□を設け、かつ、CD本体及び歌詞カードを格納するための装着部を有したトレイ。

【請求項2】 請求項1記載のトレイを収納するための△△を備えたCDケース。

なお、後者の場合は、請求項の数を増加する補正になりますので、実用新案登録請求の範囲の全文を補正します（本テキストの第4章2.（3）を参考にしてください）。

ただし、このような補正をすると、請求項数の増加分の登録料を納付する必要があります（本テキストの第4章2.（4）を参考にしてください）。

ロ. 図面を引用して記載した結果、その内容が不明瞭となるときは不明確な場合に該当します。

<事例5-3>

×『違反となる例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 図1のような保護具。

（解説）「図1のような保護具。」との記載のみでは、形状や構造を特定することができません。図中のどのような形状や構造を引用しようとしているのかわかりませんので、著しい記載不備に該当します。

<事例5-3>のように、図面を引用して請求項に記載している場合には、以下のような手

続補正指令が発せられます。

『請求項1の記載は考案を特定するために必要な事項の説明を図面で代用しており、考案の構成が不明確です。図面を引用することなく、物品の形状、構造が明確になるように文章で記載してください。』

このような手続補正指令に対しては、例えば以下のように請求項1を補正し、形状などを文章で表現する必要があります。

○『適切な例（補正例）』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 (イ) 布様の面を逆扇型に裁断する、
(ロ) ……、

以上の構成からなる靴の後部及びヒール部分の保護具。

ハ. 請求項の記載内容が支離滅裂、日本語として不自然、あるいは、著しく多くの誤字脱字を含むなどにより考案を特定できないときは不明確な場合に該当します。

<事例5-4>

×『違反となる例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 var x, y, z, u: integer;
begin z:=0;u:=x;
repeat
z:=z+y;u:=u-1
until u=0
end

という処理を行う回路を有する冷蔵庫。

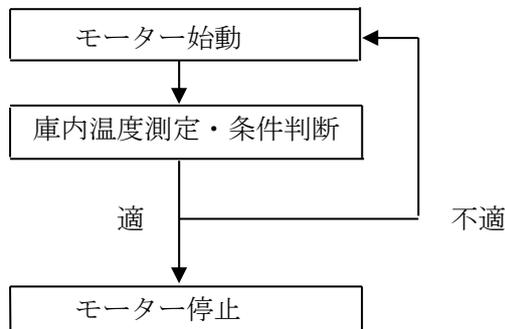
(解説) プログラム言語は日本語とは異なる独自の文法を有する言語であり、このような日本語以外の言語による記載を含む場合は著しい記載不備となります。

<事例5-5>

×『違反となる例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】



上記のシーケンスに基づいて庫内の温度制御をする冷蔵庫。

(解説) 請求項にブロック図やフローチャートなどの記載を含む場合は、日本語による記載でない場合 (<事例5-4>) 及び図面の引用の場合 (<事例5-3>) と同様の理由により、著しい記載不備となります。

二. 請求項に商標名 (登録商標名を含む。) が記載されているときは、不明確な場合に該当することがあります。

商標は、一定の限られた商品にだけ使用されるとは限らず、また、一定の商品について使用される場合であっても、同一の商標でありながら、製造の時期などによって商品の品質、組成、構成などが一定でないこともあり、これを実用新案登録請求の範囲に記載すると技術的範囲が明確ではなくなる場合があります。この点について手続補正指令がなされたときは、商標を用いることなく一般名称に書き換えてください (例えば、登録商標「マジックテープ」に対しては「面ファスナー」など)。

なお、明細書又は図面でも登録商標を使用することは好ましくありません。登録商標を使用しなければ物を表示することができない場合に限って使用し、その場合は、「商標名」の後に「(登録商標)」を記載するなどして登録商標であることを明示してください。

<登録商標の例>

テフロン、セロテープ、マジックテープ、マジックファスナー、ウォークマン、フロッピー、パトライト

<事例5-6>

×『違反となる例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 ……マジックテープ……。

【書類名】 明細書

【0005】 …マジックテープ…。

○『適切な例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 …面ファスナー…。

【書類名】 明細書

【0005】 …マジックテープ（登録商標）…。

3-6. その他の不備

実用新案登録を受けようとする考案は、明細書に記載されたものでなければなりませんし、明確でなければなりません。

(1) 請求項の記載の末尾は原則として物品の名称（考案の名称と統一するのが望ましい）としてください。

また、請求項の末尾に「及び」でつながれた複数の物品名が記載された場合は、各物品を択一的に選択する意図であるのか、それとも、全ての物品を必須の構成とする意図であるのかが不明確となるおそれがあります。

<事例6-1>

×『不明確となる例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 Xなる構造のクッション材を用いたソファー及び座椅子。

○『適切な例（補正例）』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 Xなる構造のクッション材を用いたソファー。

【請求項2】 Xなる構造のクッション材を用いた座椅子。

なお、請求項の末尾に「又は」や「、」でつながれた複数の物品名が記載された場合にも、以下の要件が満たされていないと不明確となるおそれがあります。

- ・ 択一的に選択される選択肢同士が類似の性質又は機能を有していること。
- ・ 択一形式の記載によって記載（対象）が不明瞭となっていないこと。

(2) 他の請求項を引用して請求項を記載する際に、引用が不適切であるために内容が不明瞭となるのは好ましくありません。

イ. 他の請求項を引用していない独立形式請求項で「前記」、「該」等の記載を用いた場合において、その請求項内の当該記載以前に対応する記載がないときは、不明確となるおそれがあります。

<事例6-2>

×『不明確となる例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 ……である追加ブリッジ……とすることを特徴とするインピーダンス整合ブリッジ。

【請求項2】 前記追加ブリッジをさらに……とすることを特徴とするインピーダンス整合ブリッジ。

(解説) 独立形式である請求項2の中には、「前記追加ブリッジ」に対応する記載がありませんから、「前記追加ブリッジ」なる記載が何を指しているのかが明らかではありません。

○『適切な例(補正例)』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 ……である追加ブリッジ……とすることを特徴とするインピーダンス整合ブリッジ。

【請求項2】 前記追加ブリッジをさらに……とすることを特徴とする請求項1記載のインピーダンス整合ブリッジ。

ロ. 他の二以上の請求項を引用して請求項を記載するときは、原則としてこれらを択一的に引用しなければなりません(実用新案法施行規則様式第3の2(第4条の2関係)[備考]13ニ)。

<事例6-3>

×『不明確となる例』

【請求項3】 …である請求項1及び請求項2記載の製造装置。

又は

【請求項3】 …である請求項1, 2記載の製造装置。

○『適切な例(補正例)』

【請求項3】 …である請求項1又は請求項2記載の製造装置。

又は

【請求項3】 …である請求項1～2のいずれか1項に記載の製造装置。

<複数請求項の引用が例外的に許される場合>

サブコンビネーションの請求項を引用して記載する場合は、複数請求項の引用が例外的に許されます。サブコンビネーションとは、二以上の装置を組み合わせてなる全体装置（例えば、締結装置）の考案等に対し、組み合わされる各装置（例えばボルト、ナット）の考案等をいいます。

<事例6-4>

○『適切な例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 Xなる構造のネジ山を有するボルト。

【請求項2】 Xなる構造のネジ溝を有するナット。

【請求項3】 請求項1記載のボルト及び請求項2記載のナットからなる締結装置。

ハ. その他

請求項の記載が不明瞭とならない限り、先行する請求項を引用して記載することができます。例として以下のようなものがあります。

- ・引用される請求項の特定事項の一部を置換する場合

<事例6-5>

○『適切な例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 歯車伝動機構を備えたXなる構造の伝動装置。

【請求項2】 歯車伝動機構に代えてベルト伝動機構を備えた請求項1記載の伝動装置。

- ・引用される請求項のものが特定事項の一部を構成するもの

<事例6-6>

○『適切な例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 Xの構造からなるエンジン。

【請求項2】 請求項1記載のエンジンを搭載した自動車。

なお、他の請求項の記載を引用する場合、その一部を引用するような記載では必ずしも明確であるとはいえませんが、場合に応じて、上記事例6-6のような引用形式が利用できます。

- (3) 具体的な部分や部品の名称を用いずに、図面に書かれた記号、番号のみを用いて請求項を記載した場合には、その内容が不明確となるおそれがあります。

<事例6-7>

×『不明確となる例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 鉛筆の3の部分に滑り止めを設けた鉛筆。

(解説) この場合、「鉛筆の3の部分」という記載は、図面上に付した符号を用いているため、請求項の記載のみではその考案の技術的特徴を理解することができません。

○『適切な例(補正例)』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 鉛筆のグリップ部分(3)に滑り止めを設けた鉛筆。

(解説) このような場合には、例えば、「鉛筆のグリップ部分(3)」のように、その部分(部品)の名称や内容などを記載すれば良いわけです。

なお、請求項の記載内容を理解するために図面を参酌する必要があるときには、違反例のようにその符号のみを用いて説明するのではなく、部分や部品の名称に図面において使用した符号を括弧付きで付随させて用いることができます。(実用新案法施行規則様式第3の2(第4条の2関係)[備考]13ロなど)。

- (4) 固有名詞等を請求項に記載することでその内容が具体的に特定できない場合には、不明確となるおそれがあります。

<事例6-8>

×『不明確となる例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 ○○(人名)式鉛筆削り。

(解説) 請求項の「○○式」が、単に考案者等の固有名詞を記載するのみで、考案が明確に特定できない場合は不明確となります。

- (5) 請求項の記載が他の文献を引用して記載しているために、その文献を参照しないと考案を特定できない場合には、不明確となるおそれがあります。

<事例6-9>

×『不明確となる例』

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】 次に掲げる文献に記載されたゴムの少なくとも一種を用いて、

側面に設けた取っ手の表面を被覆したコーヒーカップ。

文献名 「図説 天然ゴムのすべて」

昭和64年1月1日第一版第一刷発行

(解説) 請求項において他の文献を引用しており、その出願の明細書及び図面の記載からだけでは考案を特定できないので、不明確となります。

(6) 明細書の不備について

明細書の「考案の詳細な説明」には、その考案の属する技術分野における通常の知識を有する者が、その実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載しなければなりません。

イ. 考案の属する技術分野において、研究開発のための通常の技術手段を用いて通常の創作能力を発揮できる者（当業者）が、明細書及び図面に記載した事項と出願時の技術常識とに基づき、請求項に係る考案を実施できない場合は不明確となります。

例えば、明細書の記載において、考案を実施するために必要な説明が著しく不足しているために内容が理解できないときなどがこれに当たります。

ロ. 考案が解決しようとする課題及びその解決手段の記載がなく、しかもその結果として当業者が考案の技術上の意義を理解できない場合は不明確となるおそれがあります。

第4章 補正等の手続

1. 補正の手続

実用新案登録出願の手続を行うに当たって、最初から完全な内容の書面を提出することは、処理の円滑な進行を図る上で最も望ましいことですが、先願主義を採用している以上、最初から完全なものを望めない場合も多く、補正を全く認めないとすれば出願人にとって酷ですから、一定の制限の下に、手続の補正が認められています。

(1) 時期的制限（自発補正）

手続（出願）をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、自発的にその補正をすることができます。

ただし、実用新案登録請求の範囲、明細書、図面又は要約書の補正は、出願の日から1か月以内（実用新案法第2条の2第1項ただし書き、実用新案法施行規則第1条）に限られます。

(2) 時期的制限（手続補正指令に対する応答）

現行の実用新案制度においては、実体審査を行わずに早期に権利が付与（設定の登録）されますが、すべての出願が登録されるというわけではありません。

方式要件と基礎的要件の審査をし、その要件が満たされない出願については、特許庁長官は、手続補正指令にて相当の期間を指定して手続の補正を命じることになります。

なお、方式要件と基礎的要件の双方に違反があった場合でも、一通の手続補正指令書で指令されます。

指定された期間内に手続補正書を提出しない場合は、出願却下となります。

また、指定された期間外に手続補正書を提出した場合は、手続却下となります。手続却下の結果、指定された期間内に手続補正書が提出されなかったこととなりますので、出願却下となります。

なお、手続補正をしてもその違反内容が解消されない場合や新たな違反が生じた場合には、再度、手続補正指令が通知されますので注意してください。

このような出願又は手続の却下処分に不服がある場合には、特許庁長官に対して行政不服審査法による審査請求をすることができ、さらにその結果に不服がある場合には、行政事件訴訟法に基づいて、当該却下処分の取消しを求めて出訴することができます。

< 手続補正指令の指定期間 >

・ 方式要件不備のみに関する手続補正指令	国内外とも	2月
・ 基礎的要件不備のみに関する手続補正指令	国内	60日
・ 方式要件不備と基礎的要件不備が 一通の手続補正指令書で指令された場合	(交通不便地区※)	75日
	在外者	3月
	(国内居住者は2月、在外者は3月、請求により期間延長可能)	

[注意] 基礎的要件について手続補正指令を受けた場合には、実用新案登録請求の範囲、明細書、図面又は要約書の補正をすることができる期間（出願の日から1か月）を経過した後でも、手続補正指令書の発送の日から指定された期間（60日）内であれば、実用新案登録請求の範囲、明細書又は図面の補正をすることが可能です。

なお、要約書は、出願の日から1か月を経過した後は補正することはできません（手続補正指令において提出の指示を受けているときを除きます。）。

※ 交通不便地区

東京都	伊豆諸島・小笠原諸島	沖縄県	沖縄本島を除く周辺諸島
石川県	輪島市海士町（舳倉島）	北海道	北海道周辺諸島
鹿児島県	南西諸島		

(3) 内容的制限（補正のできる範囲）

実用新案登録請求の範囲、明細書又は図面について補正をするときは、願書に最初に添付した実用新案登録請求の範囲、明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない（第2条の2第2項）こととなっていますので、新たな事項を追加するような補正とならないように注意する必要があります。ですから、その考案を特定するために必要な事項（形状、構造など）は、出願の時に明らかにしておかなければなりません。

なお、新たな事項を追加する補正がなされた場合には、一旦は登録されたとしても、無効理由を有することになるため、そのことを理由として無効審判を請求されることがあります（第37条第1項第1号）。

2. 手続補正書の作成要領

(1) 手続補正書の様式

【書類名】	手続補正書
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【補正をする者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	(印 又は 識別ラベル) ※
【発送番号】	
(【補正により増加する請求項の数】)	
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	
【補正対象項目名】	
【補正方法】	
【補正の内容】	

【手数料補正】	(この欄は、既にした手続に必要な手数料を補正する場合に設けます。)
【補正対象書類名】	
(【予納台帳番号】)	
【納付金額】	

※ 書面手続の場合、必ず届出印を押印又は識別ラベルを貼付してください。

(2) 書誌事項の欄について

イ. 「【提出日】」の欄について

提出する日を「平成〇〇年〇〇月〇〇日」のように記載します。

ロ. 「【事件の表示】」の欄について

「【出願番号】」には「実願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇」のように実用新案登録出願番号を記載します。

ハ. 「【補正をする者】」の欄について

「【識別番号】」には、特許庁から通知された識別番号を記載します。

「【住所又は居所】」には、住民票、登記簿等のおりに記載します。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄を設ける必要はありません。

「【氏名又は名称】」には、個人の場合は氏名を記載します。法人の場合は名称を記載し、「【代表者】」の欄を設けて代表者の氏名を記載します。どちらの場合も、書面手続であれば、届出印を押印又は識別ラベルを貼付します。

ニ. 「【発送番号】」の欄について

「【発送番号】」には、手続補正指令書に記載された発送番号の下6桁を記載します。

(3) 「【手続補正1】」の欄について

イ. 「【補正対象書類名】」の欄について

「【補正対象書類名】」の欄には、「実用新案登録請求の範囲」、「明細書」、「図面」、「手続補正書」のように、補正の対象となる書類名（単位）を記載します。

また、書類名のみでは補正の対象となる書類を特定できないときには、「【補正対象書類名】」の次に「【補正対象書類提出日】」を設け、「平成〇〇年〇〇月〇〇日」のように記載します。

ロ. 「【補正対象項目名】」の欄について

「【補正対象項目名】」の欄には、「全文」、「請求項〇」、「考案の名称」、段落番号「〇〇〇〇」、「全図」、「図〇」、「手続補正〇」のように、補正する項目（単位）名を記載します。

ハ. 「【補正方法】」の欄について

補正する項目について、先に提出した書類に記載した事項を補正により変更するときは、「変更」と記載します。

新たな事項を補正により加えるときは、「追加」と記載します。

記載した事項を補正により削るときは、「削除」と記載します（この場合【補正の内容】の記載は必要ありません）。

なお、請求項の数を増加又は減少する補正をする場合には、各請求項を追加・削除するような補正ではなく、下記の<例2>、<例5>のように、実用新案登録請求の範囲の全文を補正する形式で補正しなければなりません。

二. 「【補正の内容】」の欄について

- a. 「【補正の内容】」の欄には、「【補正対象項目名】」に記載した事項の前に「【」、後ろに「】」を付し、補正後の内容を記載します。
- b. 「【補正対象項目名】」が「全文」又は「全図」の時は、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面等の全文又は全図を「【書類名】」とともに記載します。

<例1> 実用新案登録請求の範囲の請求項1を補正する場合

【書類名】	手続補正書
.....	
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	実用新案登録請求の範囲
【補正対象項目名】	請求項1
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
	【請求項1】.....。

<例2> 実用新案登録請求の範囲を全文補正する場合

【書類名】	手続補正書
.....	
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	実用新案登録請求の範囲
【補正対象項目名】	全文
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
	【書類名】 実用新案登録請求の範囲
	【請求項1】.....。
	【請求項2】.....。

ホ. 補正の単位を異にする二つ以上の箇所を補正するときは、「【手続補正 1】」の欄の次に「【手続補正 2】」、「【手続補正 3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載します。

<例 3> 補正の単位を異にする複数の箇所を補正する場合

<p>【書類名】 手続補正書</p> <p>【手続補正 1】 【補正対象書類名】 実用新案登録請求の範囲 【補正対象項目名】 請求項 3 【補正方法】 変更 【補正の内容】 【請求項 3】.....。</p> <p>【手続補正 2】 【補正対象書類名】 明細書 【補正対象項目名】 全文 【補正方法】 変更 【補正の内容】 【書類名】 明細書 【考案の名称】..... 【技術分野】 【0001】..... (【背景技術】) 【.....】 (【先行技術文献】) (【特許文献】) 【.....】 【考案の概要】 【考案が解決しようとする課題】 【.....】..... 【課題を解決するための手段】 【.....】..... (【考案の効果】) 【.....】..... 【図面の簡単な説明】 【.....】 【図 1】..... (【考案を実施するための形態】) 【.....】..... (【符号の説明】) 【.....】 1..... 2.....</p>
--

へ。既に提出した手続補正書中において、「【手続補正1】」、「【手続補正2】」のような「手続補正〇」を単位とした欄に不備があった場合に、これを補正するときは、「手続補正〇」を単位として、全体を差し替える（変更する）補正をします。

<例4> 手続補正を補正する場合

<p>【書類名】 手続補正書</p> <p>【手続補正1】</p> <p>【補正対象書類名】 手続補正書</p> <p>【補正対象書類提出日】 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>【補正対象項目名】 手続補正2</p> <p>【補正方法】 変更</p> <p>【補正の内容】</p> <p>【手続補正2】</p> <p>【補正対象書類名】 実用新案登録請求の範囲</p> <p>【補正対象項目名】 請求項3</p> <p>【補正方法】 変更</p> <p>【補正の内容】</p> <p>【請求項3】.....。</p>
--

(4) 【手数料の表示】の欄について

請求項の数を増加する補正をする場合には、所定の登録料が必要となりますので、併せて登録料を納付する必要があります。特許印紙により納付する場合（書面手続の場合）には、書面の左上の余白部分に貼付し、その下に特許印紙の額を括弧付きで記入します。現金により納付するとき、又は予納した見込額からの納付の申し出を行うときは、【手数料の表示】の欄を設けて、次のように記載します。

なお、所定の登録料は次のように計算してください（平成17年4月1日改正）。

$$100円 \times (\text{補正により増加した請求項の数}) \times 3 \text{ (第1年分から第3年分)}$$

<例5> 特許印紙により納付するとき

特許 印紙	特許 印紙	特許印紙の下にその額を括弧付きで記入します。
(900円)		
【書類名】 手続補正書		
【補正により増加する請求項の数】 3		
【手続補正1】		
【補正対象書類名】	実用新案登録請求の範囲	
【補正対象項目名】	全文	
【補正方法】	変更	
【補正の内容】		
【書類名】	実用新案登録請求の範囲	
【請求項1】。	
【請求項2】。	
【請求項3】。	
【請求項4】。	
【請求項5】。	

<例6> 現金により納付するとき

【書類名】 手続補正書	
【補正により増加する請求項の数】 3	
【手続補正1】	
【手数料の表示】	
【納付書番号】
【提出物件の目録】	
【物件名】	納付済証（特許庁提出用）

※現金納付を行う際には、特許庁より交付された納付書を用いて日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店）窓口から手数料等を納付した上で、その際に受領した「納付済証（特許庁提出用）」を添付して提出してください。

<例7> 予納した見込額からの納付の申し出を行うとき

【書類名】	手続補正書

【補正により増加する請求項の数】	3
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	実用新案登録請求の範囲
【補正対象項目名】	全文
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【書類名】	実用新案登録請求の範囲
【請求項1】。
【請求項2】。
【請求項3】。
【請求項4】。
【請求項5】。
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】
【納付金額】	900

3. 分割出願

出願の分割をするには時期的な制限があります。願書に添付した実用新案登録請求の範囲、明細書又は図面について補正をすることができる期間内（実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項）でなければ、出願の分割をすることはできません。したがって、実用新案登録出願の日から1か月以内（実用新案法第2条の2第1項）又は願書に添付した実用新案登録請求の範囲、明細書又は図面について特許庁長官から手続補正指令が発せられた場合（指定された期間内、実用新案法第6条の2）に限られます。

<分割出願の願書の例>

【書類名】	実用新案登録願
【整理番号】	〇〇〇〇〇〇
【特記事項】	実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による実用新案登録出願
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【原出願の表示】	
【出願番号】	実願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【出願日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	(【国際特許分類】)
【考案者】
【実用新案登録出願人】
【納付年分】	
(【手数料の表示】)
【提出物件の目録】

4. 特許出願への変更

実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願の日から三年を経過した後を除き、自己の実用新案登録出願を特許出願に変更することができます（特許法第46条第1項）。

この場合、新たな特許出願は、もとの実用新案登録出願の時にしたものとみなされます（特許法第46条第6項が準用する特許法第44条第2項）。また、もとの実用新案登録出願は、取り下げたものとみなされます（特許法第46条第4項）。

実用新案権の設定登録後は特許出願への変更をすることはできませんが、一定の条件の下で、実用新案登録に基づく特許出願をすることができます（詳しくは、本テキストの第5章3. を参考にしてください）。

<特許出願への変更出願の例>

【書類名】	特許願
【整理番号】	〇〇〇〇〇〇
【特記事項】	特許法第46条第1項の規定による特許出願
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【原出願の表示】	
【出願番号】	実願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【出願日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
（【国際特許分類】）	
【発明者】
【特許出願人】
【提出物件の目録】	
【物件名】	特許請求の範囲 1
【物件名】	明細書 1
【物件名】	（図面 1）
【物件名】	要約書 1

第5章 設定登録後の手続

1. 実用新案技術評価

(1) 実用新案技術評価の請求

実用新案制度では、早期登録の観点から、新規性・進歩性等の実体的要件の審査を行わず、登録を受けるために必要とされる一定の要件（方式要件、基礎的要件）を満たしていることのみを判断して権利付与を行うという無審査主義を採用しています。そのため、登録された権利が実体的要件を満たしているか否かについては、原則として当事者間における判断に委ねられることとなります。しかしながら、権利の有効性を巡る判断には技術的知識や専門性が要求されるため、当事者間の判断が困難となり、不測の混乱を招くことが想定されます。そこで、当事者間で判断のつきにくい先行技術文献等との関係における新規性等の有無を判断するための客観的材料を、請求に応じて提供しています。

実用新案技術評価の請求はだれでも何度でもすることができ、実用新案権の消滅後においてもすることができます。ただし、実用新案登録無効審判により無効にされた後、及び実用新案登録に基づく特許出願がされた後はすることができません。二以上の請求項があれば、請求項ごとに実用新案技術評価の請求をすることができます（第12条）。

【書類名】	実用新案技術評価請求書
【提出日】	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	実願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【評価の請求に係る請求項の数】	
【評価の請求に係る請求項の表示】	
【請求人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	
【納付金額】	
【請求人の意見】	

(注) 実用新案登録後に請求するときは、【出願の表示】の欄を【実用新案登録番号】とし、実用新案の登録番号を記載してください。

(2) 実用新案技術評価書

実用新案技術評価請求がなされると、審査官は実用新案技術評価の報告書（実用新案技術評価書）を作成します（第12条第4項）。

評価の内容は、請求項ごとに示され、以下の6つのうちから該当する一又は二以上のものが選択されます。

- ・評価1：この請求項に係る考案は、引用文献からみて新規性がない（第3条第1項第3号）。
- ・評価2：この請求項に係る考案は、引用文献からみて進歩性がない（第3条第2項（ただし、第3条第1項第3号に掲げる考案に係るものに限る。））。
- ・評価3：この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である（第3条の2）。
- ・評価4：この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（第7条第1項又は第3項）。
- ・評価5：この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である（第7条第2項又は第6項）（注）。
- ・評価6：新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない（記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む。）。

（注）平成11年1月1日以降、平成24年3月31日までの出願については、「第7条第6項」とあるのは「第7条第7項」と読み替えて適用。平成10年12月31日以前の出願については、読替え不要。

なお、実用新案技術評価の請求自体は出願と同時や設定登録前にもできますが、技術評価書が作成されるのは設定登録後となります。

<実用新案技術評価書の一例>

実用新案法第12条の規定に基づく実用新案技術評価書

1. 登録番号 ○○○○○○○○
2. 出願番号 実願2012-○○○○○○○
3. 出願日 平成24年△月△日
4. 優先日／原出願日
5. 考案の名称 風車付き電気自動車
6. 実用新案登録出願人／実用新案権者
実用 太郎
7. 作成日 平成28年□月□日
8. 考案の属する分野の分類 B60L8/00
(国際特許分類) B60L11/18
9. 作成した審査官 審査 花子(○○○○ ××)
10. 考慮した手続補正書・訂正書

11. 先行技術調査を行った文献の範囲

- 文献の種類 日本国特許公報及び実用新案公報
- 分野 国際特許分類
B60L 1/00 - 15/42
- 時期的範囲 ~平成28年□月□日

- その他の文献 特開2010-○○○○○○○号公報
(備考)

『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。

12. 評価

- ・請求項 1
- ・評価 1
- ・引用文献等 1
- ・評価についての説明

引用文献1の段落0025-0030には、「…」ということが記載されている。引用文献1に記載されている「○○」は、本願の請求項1に係る考案の「△△」に相当する。

・請求項 2及び3

・評価 2

・引用文献等 1及び2

・評価についての説明

引用文献2の段落0015～0025には、「…」ということが記載されている。
引用文献1に記載された「○○」と引用文献2に記載された「××」は、…という点で共通している。

よって、引用文献1に記載されたものに引用文献2に記載されたものを適用し、…とすることは、当業者がきわめて容易に想到し得たことである。

・請求項 4及び5

・評価 6

・引用文献等 1, 2及び3 (一般的技術水準を示す参考文献)

・評価についての説明

有効な調査を行ったが、新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない。

引用文献等一覧

1. 特開20△△-△△△△△△
2. 特開平1×-××××××
3. 特開20□□-□□□□□□

評価に係る番号の意味

1. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない(実用新案法第3条第1項第3号)。
2. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない(実用新案法第3条第2項)。
3. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である(実用新案法第3条の2)。
4. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である(実用新案法第7条第1項又は第3項)。
5. この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である(実用新案法第7条第2項又は第6項)。
6. 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない(記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む)。

(3) 情報提供の取扱い

だれでも、実用新案登録出願又は実用新案登録に関し、刊行物等提出書により、刊行物等の情報を提供することができます(施行規則第22条、施行規則第22条の2)。

上申書に先行技術となり得る刊行物等が記載されていた場合は、審査官は、刊行物等提出書に準じた取扱いを行います。

審査官は、評価書の作成時において利用可能となっている刊行物等提出書及び上申書の内容について十分に検討し、刊行物等提出書及び上申書に係る刊行物等について、請求項に係る考案の新規性等を否定する先行技術文献等となりうるか否かについて判断します。

(4) 面接等

新規性等についての主張を含む面接等(電話、ファクシミリ等による連絡を含む。)を審査官と行うことはできません。

なお、実用新案登録出願又は実用新案登録の内容について、単に技術的な説明を行うだけであれば、出願人、権利者又はその代理人は、審査官と面談することが可能です(ただし、面談内容は記録に残ります。)

(5) 実用新案権の行使

実用新案権者が自己の権利を行使し、差止請求などを行う場合には、その登録実用新案に係る技術評価書を提示して警告をした後でなければ、その権利を行使することはできません(第29条の2)。

この際、相手方からこの登録実用新案について実用新案登録無効審判が提起されることがあります(第37条)。そして、自らの権利の有効性について十分に吟味せずに権利を行使し、又はその警告をした後に、行使した自己の実用新案権が無効となった場合であれば、権利者は相手方に与えた損害を賠償する責任が生じます。ただし、実用新案技術評価(評価1～評価5を除く)に基づきその権利を行使し、又はその警告をしたとき、その他相当の注意をもってその権利を行使し、又はその警告をしたときはこの限りではありません(第29条の3)。

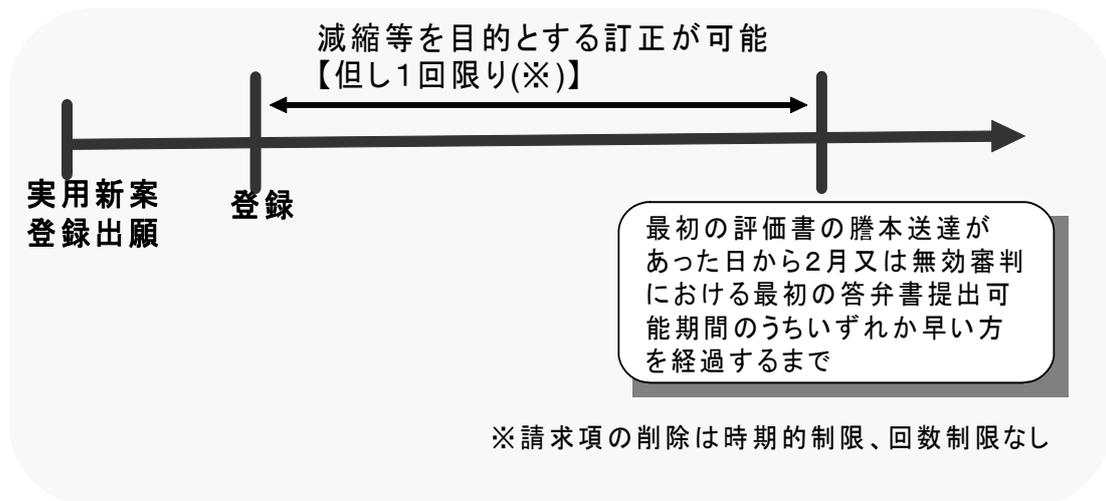
2. 実用新案登録後の訂正

(1) 訂正の範囲

実用新案権者は、次の事項を目的として、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができます（第14条の2第1項、第2項）。

- イ. 実用新案登録請求の範囲の減縮
- ロ. 誤記の訂正
- ハ. 明瞭でない記載の釈明
- ニ. 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする

また、実用新案権者は、請求項の削除を目的として、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができます（第14条の2第7項）。



(2) 訂正の時期と回数

実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正の時期は、実用新案権の設定登録後、次のうち、いずれか早い方を経過するまでです。

- ・最初の技術評価書の謄本送達のあった日から2月
- ・無効審判について最初に指定された答弁書の提出期間

訂正が認められる回数は上記の期間内で1回のみです（期間を経過した後は、訂正を1回もしていない場合であっても、訂正をすることができませんので注意してください）。

評価されていない請求項や無効審判の対象となっていない請求項があった場合でも、上

訂正期間は全ての請求項を含めた明細書等に対する訂正可能期間となりますので、全ての請求項について、訂正の必要性を検討してください。

なお、請求項の削除を目的とする訂正は、無効審判により無効にならない限り、いつでも何回でも可能です。

(3) 訂正した明細書等に対する基礎的要件の判断

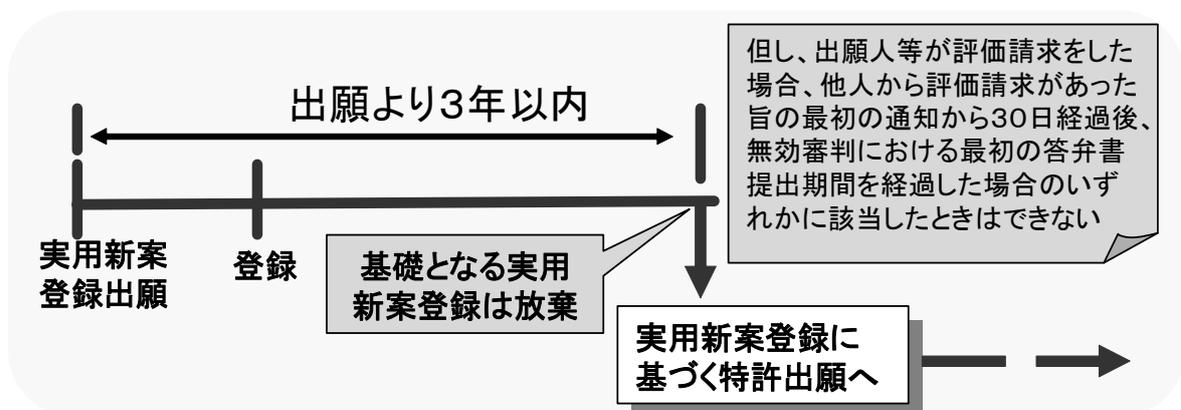
(1) のイ. ～ニ. を目的とする訂正後の明細書等について、基礎的要件に不備がある場合は、出願時同様、手続補正指令の対象となります。

(4) 訂正明細書等の掲載

訂正が行われた場合は、登録実用新案公報と同様に訂正明細書等の掲載がされます。

3. 実用新案登録に基づく特許出願

実用新案権者は次に掲げる (1) ～ (3) のいずれにも該当しない場合、自己の実用新案登録に基づいて特許出願をすることができます (特許法第46条の2)。



(1) 出願からの期間による時期的制限

実用新案登録出願の日から3年を経過したとき。

(2) 実用新案技術評価請求に伴う制限

①出願人又は権利者による評価請求後、
又は

②他人による評価請求があった旨の最初の通知を受け取った日から30日を経過した後

(なお、評価請求があった旨の通知後にその実用新案登録に基づく特許出願への変更が行われたときは、実用新案技術評価の請求の手数料は、請求人に返還されます。)

(3) 無効審判請求に伴う制限

実用新案登録に対する無効審判請求があった場合は、最初に指定された答弁書提出可能期間を経過したとき。

なお、「最初に指定された」とは、複数の無効審判各々における最初の指定という意味ではなく、複数の無効審判全てを通じて最初の指定であることを意味します。

また、実用新案登録に基づく特許出願がされたときは、請求人にその旨の通知を行います。そして、請求人は通知を受けた日から30日以内であれば、無効審判請求の取下げを権利者の承諾なしに行うことができ、さらに、無効審判の請求料は、審判請求の取下げから6月以内に請求をすれば返還されます。

(4) 出願日の遡及の要件

実用新案登録に基づく特許出願の願書に添付した特許請求の範囲、明細書又は図面に記載した事項が、実用新案登録の願書に添付した実用新案登録請求の範囲、明細書又は図面に記載した事項の範囲内である場合に限り、実用新案登録に基づく特許出願は、基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなされます。

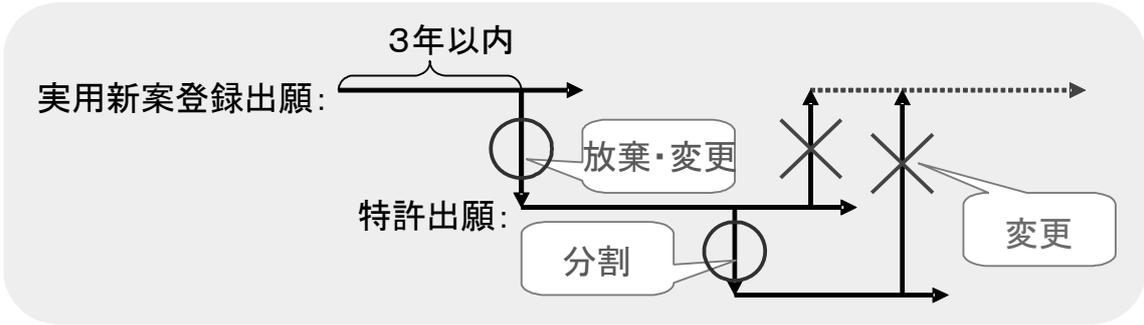
(5) 実用新案登録に基づく特許出願と基礎とした実用新案登録に係る実用新案権との関係

実用新案登録に基づく特許出願をする際は、その出願時に基礎とした実用新案登録に係る実用新案権を放棄しなければなりません(この場合、放棄は請求項ごとに行うことができません。)

手続きは、特許法施行規則第27条の6及び実用新案登録令施行規則において、実用新案登録に基づく特許出願を行う際に、実用新案権の放棄による登録の抹消に係る申請書を提出することを定め、実用新案登録令施行規則様式第六において、放棄の際に提出する「実用新案権抹消登録申請書」を定めています。

(6) 実用新案登録に基づく特許出願の変更の制限

実用新案登録に基づく特許出願及びその分割出願について、実用新案登録出願への変更はできません。また、実用新案登録に基づく特許出願から変更された意匠登録出願についても、実用新案登録出願へ変更することはできません。



<実用新案登録に基づく特許出願の例>
 特許法施行規則様式第28の2

【書類名】 特許願

【整理番号】 ○○○○○○

【特記事項】 特許法第46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願
 (【提出日】 平成○年○月○日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示】

【実用新案登録番号】

【登録日】

【出願番号】

【出願日】

(【国際特許分類】)

【発明者】

.....

【特許出願人】

.....

【提出物件の目録】

【物件名】	特許請求の範囲	1
【物件名】	明細書	1
【物件名】	(図面	1)
【物件名】	要約書	1

< 実用新案権抹消登録申請書の作成方法 >

実用新案登録令施行規則様式第 6

収 入
印 紙

(1, 000円)

実用新案権抹消登録申請書

(平成 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 実用新案登録番号
- 2 登録の目的 実用新案登録に基づく特許出願の基礎とした
実用新案登録に係る本実用新案権の登録の抹消
- 3 申請人
住所（居所）……………
氏名（名称）…………… ⑩
（代表者）
- 4 添付書面の目録
実用新案権の放棄書 1 通

補足資料

1. Q & A

Q 1. 出願書類に不備があった場合の取扱いについて。

A.

その出願の不備の内容によって異なりますが、概ね以下のように考えてください。

1. 出願手続として成立するための本質的要件を欠く不備である場合には、その出願に係る手続は却下となります（なお、実用新案法第2条の5第2項において準用する特許法第18条の2の規定により不適法な手続として却下となる手続については、手続の却下の前に弁明書の提出機会が与えられます（特許法第18条の2第2項）。）。

例えば、

- ①いずれの種類の出願であるか不明な出願をしたとき。
- ②出願人の識別番号及び氏名（名称）のいずれもが記載されていないとき。
- ③明細書及び実用新案登録請求の範囲を添付しないで実用新案登録出願をしたとき。
- ④極めて消えやすいもの（鉛筆等）を用いて作成した書面をもって出願したとき。

などです。

2. 実用新案法第2条の2第4項各号で定める方式に違反する不備の場合には、2月の補正期間が指定されて手続の補正をすべきことが命ぜられます。

例えば、

- ①出願手数料又は第1年分から第3年分までの登録料が納付されていないとき。
- ②必要な項目が書類に記載されていないとき、又はその内容などが正確に記載されていないとき。

などです。

3. 実用新案法第6条の2各号に定められた要件（実用新案登録出願が満たすべき基礎的要件）を満たしていない不備の場合には、60日の補正期間（国内に居住する者の場合）が指定されて手続の補正が命ぜられます。

例えば、

- ①方法に関する考案であるとき。
- ②実用新案登録請求の範囲に必要な事項が記載されていない、又はその記載が著しく不明確であるとき。

などです。

なお、手続補正指令書に応答した手続補正書に新たな不備がある場合には、応答した補正書に対して再度手続の補正が命ぜられます。

Q 2. 出願手数料と登録料の計算方法について

A.

1. 実用新案登録出願をする際には、出願手数料と併せて、「第1年分から第3年分まで」の登録料を出願と同時に一時に納付しなければなりません(実用新案法第32条第1項)。

書面による手続であれば、出願手数料と登録料の合算額に相当する特許印紙を願書の左上の余白に貼付し、その下にその額を()をして記載します。なお、貼付した特許印紙に割り印はしないでください。

2. 積算方法は以下のとおりです。

①請求項の数を1とし、第1年分から第3年分までを納付する場合。

出願手数料	14,000 円
登録料	6,600 円
<hr/>	
計	20,600 円

登録料の積算方法

$$[2,100円 + (100円 \times \text{請求項の数}1)] \times 3年 = 6,600円$$

②請求項の数を2とし、出願時に第1年分から第4年分までを納付する場合。

出願手数料	14,000 円
登録料	13,600 円
<hr/>	
計	27,600 円

登録料の積算方法

$$[2,100円 + (100円 \times \text{請求項の数}2)] \times 3年 \text{ (第1年分から第3年分)} \\ + [6,100円 + (300円 \times \text{請求項の数}2)] \times 1年 \text{ (第4年分)}$$

3. 実用新案に関する登録料

	基本部分	請求項毎
第1年～第3年	2,100	100
第4年～第6年	6,100	300
第7年～第10年	18,100	900

(実用新案法第31条第1項)

Q 3. 登録料の返還について

A.

既納の登録料は次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還されます。

(実用新案法第34条1項、2項)

1. 過誤納の登録料（納付した日から1年以内）
2. 実用新案登録出願を却下すべき旨の処分が確定した場合の登録料
（処分が確定した日から6月以内）
3. 実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料
（審決が確定した日から6月以内）
4. 実用新案権の存続期間の満了の日の属する年の翌年以後の各年分の登録料
（設定登録があった日から1年以内）

注意：次の場合には返還されません。

1. 出願後に出願の取下げ又は放棄をしたとき
2. 特許出願へ変更出願をしたとき
3. 手続補正書により請求項の数を減少した分の登録料

Q 4. 明細書などの記載や出願手続などは専門的な知識が必要と聞いていますが、相談窓口のようなところはないのでしょうか。

A.

明細書、願書などの作成や手続は、実用新案法あるいは実用新案法施行規則などで定められているとおりに正確に行わなければなりません（社会的な独占権を取得するための一定のルールが定められています。）。

特許、実用新案などの産業財産権の手続等の代理を専門に行う「弁理士」という専門家がいますので、自分で手続ができないときは、弁理士に依頼することをお勧めします。

また、困ったときなどの相談については、以下の所にお問い合わせください。

①独立行政法人 工業所有権情報・研修館 産業財産権相談窓口（相談部）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-3（特許庁2階）

TEL（代）03-3581-1101（内線2121～2123）

窓口：平日9:00-17:45（受付は17:30まで）

電話：平日8:30-19:00

②知財総合支援窓口（全国47都道府県に設置しています）

全国共通ダイヤル 0570-082100（平日8:30-17:15）

※全国47都道府県に設置されたお近くの窓口につながります。

<http://chizai-portal.jp/>

③日本弁理士会 常設知的財産相談室

東京（関東支部）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 弁理士会館1階

（月～金曜日（事前予約制）10:00-12:00、14:00-16:00）

TEL 03-3519-2707

北海道支部

〒060-0807 北海道札幌市北区北七条西4-1-2 KDX 札幌ビル3階

（火曜日、金曜日（事前予約制）14:00-16:00）

TEL 011-736-9331

東北支部

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台北町ビル5階
(火曜日(事前予約制) 13:00-16:00)
TEL 022-215-5477

北陸支部

〒920-8203 石川県金沢市鞍月2-2 石川県繊維会館2階
(相談日時の詳細は同支部のホームページをご参照ください。)
TEL 076-266-0617

東海支部

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル8階
(月～金曜日(事前予約制) 13:00-16:00)
TEL 052-211-3110

近畿支部

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-20 明治安田生命大阪梅田ビル25階
(月～金曜日(事前予約制) 10:00-12:00、14:00-16:00)
TEL 06-6453-8200

中国支部

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀15-6 広島ちゅうぎんビル4階
(水曜日(事前予約制) 13:00-15:00)
TEL 082-224-3944

四国支部

〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1
高松シンボルタワー・サンポートビジネススクエア2階
(相談日時・場所の詳細は同支部のホームページをご参照ください。)
TEL 087-822-9310

九州支部

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前2-1-1 福岡朝日ビル8階
(木曜日(事前予約制) 10:00-12:00、13:00-15:00)
TEL 092-415-1139

2. 基礎的要件簡易チェックリスト

(1) まず、出願書類を書く前に次のチェックをしてください。

①. あなたのアイデアは、**実用新案法の保護対象である、「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」**ですか？

※ 形状も構造もない物（非物品）や方法についてのアイデア、自然法則を利用していない技術的でないアイデア（非考案）は保護対象違反となり実用新案登録を受けることはできません。

→本テキスト第9～14頁 第3章 3. 3-1. 参照

②. その考案が、**公の秩序や善良の風俗あるいは公衆の衛生を害するおそれはない**ですか？

※ 第三者の名誉を傷つけたり善良の風俗を害したりするものであることが明らかな考案は、公序良俗違反となり実用新案登録を受けることはできません。

→本テキスト第14頁 第3章 3. 3-2. 参照

(2) 複数の考案を記載した場合には次のチェックも必要です。

③. 各考案は、**同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していますか（考案の単一性がありますか）**？

※ このような関係をもたない考案を一つの願書で出願すると、単一性違反となり実用新案登録を受けることができません。

→本テキスト第16～19頁 第3章 3. 3-4. 参照

(3) 以上、問題がなければ、出願書類（願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面、要約書）を書いた後、次のチェックをしてください。

④. **明細書、実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書をきちんと記載**しましたか？

※ 【考案の名称】及び請求項の末尾に、考案の対象となる物品の一般的な名称が記載されていますか？

(注) 自分が考えた商品名などを記載する欄ではありません。

→本テキスト第24頁 第3章 3. 3-6. (1) 参照

→本テキスト第27頁 第3章 3. 3-6. (4) 参照

※ 実用新案登録請求の範囲に、考案の対象物品の形状や構造あるいは組合せに係る技術的特徴が記載されていますか？

(注) 例えば以下のように記載します。

①末尾が物品名称 (X) となるように一文で記載します。

例. 「・・・に・・・を設けたことを特徴とするX。」

→本テキスト第20～21頁 第3章 3. 3-5. (2) イ. 参照

②長くなる場合は、末尾が全体を統括して物品名称となるように箇条書きにします。

例. 「(イ)・・・、

(ロ)・・・、

以上の構成からなるX。」

→本テキスト第20～22頁 第3章 3. 3-5. (2) イ. ～ロ. 参照

③複数の考案を記載するときには、順番をつけた請求項の後に、各考案をそれぞれ行を改めて記載します。

例. 【請求項1】・・・

【請求項2】・・・

→本テキスト第14～15頁 第3章 3. 3-3. (1) ～ (2) 参照

※ 考案は、請求項の文章だけで特定できるように記載します。図面などを引用することはできません。

→本テキスト第21～22頁 第3章 3. 3-5. (2) ロ. 参照

→本テキスト第27頁 第3章 3. 3-6. (3) 参照

→本テキスト第27～28頁 第3章 3. 3-6. (5) 参照

※ 後の請求項で前の請求項を指定してその内容を引用している場合、適切に記載されていますか？

→本テキスト第15～16頁 第3章 3. 3-3. (3) ～ (4) 参照

→本テキスト第25～26頁 第3章 3. 3-6. (2) 参照

以上のようなことがきちんと記載されていないと、請求項の記載様式違反、明細書又は図面の著しい記載不備となり実用新案登録を受けることができません。

→本テキスト第14～16頁 第3章 3. 3-3. 参照

→本テキスト第19～28頁 第3章 3. 3-5. ～3-6. 参照

<本テキストの内容に関するお問い合わせ先>

特許庁調整課審査推進室

電話：03-3581-1101 内線2464